

千葉市産農産物生産者 認証制度



この認証マークは、「作る人もいただく人もハートがなければ長く続きません」という思いを込めて、ハートがモチーフになっています。キャラクターが様々な千葉市産農産物の入ったカゴを抱えています。

千葉市

● お問合せ先

千葉市経済農政局農政部 農政課 地産地消推進係

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号
TEL 043(245)5758 FAX 043(245)5884

千葉市産農産物生産者認証制度のめざすもの

…新鮮で安心な農産物の市民への提供…



認証の要件は

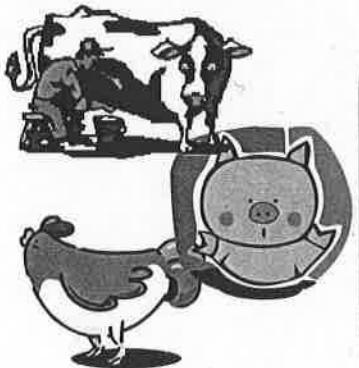
耕種農家の場合

- 1 土壤診断をしていること。
(但し、水耕栽培の場合は養液診断をしていること。)
- 2 原則として市内産堆肥を利用した土づくりをしていること。
(但し、水耕栽培は除く)
- 3 農薬使用基準を遵守していること。
- 4 生産履歴を記帳し、管理していること。
- 5 市内流通を原則とした生産販売体制が確立していること。



畜産農家の場合

- 1 生産にあたり家畜伝染病予防法等の関係法令が遵守されていること。
- 2 生産履歴を記帳し、管理していること。
- 3 市内流通を原則とした生産販売体制が確立していること。



認証マークは

認証を受けた生産者は、別途使用申請することにより、千葉市地産地消シンボルマークを認証マークとして、農産物や出荷資材、PR用ポップ等に使用することができます。



千葉市地産地消シンボルマーク

申請から認証まで

